

【別紙】

大分県医療ロボット・機器産業協議会 大分県産医療関連機器に関する展示・商談会等開催事業委託業務 仕様書

1 業務名

大分県産医療関連機器に関する展示・商談会開催事業委託業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

3 目的

当協議会では大分・宮崎両県で国から地域活性化総合特区の指定を受けた「東九州メディカルバレー構想」の下で県内の医療関連機器企業による県産医療関連機器の開発や製造、販路開拓を支援してきた。

その結果、大学病院等の医療関係者と地場企業との協力関係構築が進み、医工連携による医療関連機器開発の動きが活発化している。

また、大分県には自動車や半導体関連産業が集積しており、豊富なものづくり技術を有する企業が新たに医療関連産業参入を志す動きもでてきている。

しかしながら、医療関連産業は、他の産業にはない様々な規制や慣習があることから、地場企業のこれまでの取組を実際の事業化につなげるためには、当分野に関するノウハウやユーザーとの橋渡し機能を有する医療機器メーカーとのマッチングに向けた支援や、高い知見を有する専門家による支援が必要不可欠である。

以上のことから、本事業ではこうした課題に対応し、異業種からの新規参入企業への支援や医療機器メーカーと地場企業とのマッチング等を目的として、各種支援を実施します。

4 業務内容

(1) 東京都での展示・商談会の開催

- ・医療機器メーカーが集積し、全国の医療機器メーカーが参加しやすい東京都にて8月下旬に展示・商談会を開催する。
- ・東九州メディカルバレー構想を推進する宮崎県や宮崎県北部メディカル産業推進協議会と連携して開催する。
- ・必要に応じて、上記関係者とWEB会議を設定し、協議をしながら進める。
- ・出展企業と事前に個別面談を行う。出展企業には医療機器産業への新規参入企業も含まれることから、医療関連機器の製品はないが技術力を有する企業の出展方法や販促資料の作成、魅せ方の支援を行う。
- ・医療機器メーカー等の来場者から、出展企業の技術力を生かした製品提案など、レクチャーを受けることができる場を設定する。
- ・医療機器メーカー等の招聘及び個別面談を設定する。(来場者数は100名、1社あたりの面談社数は3社を想定)

- ・10月、11月頃に開催する大分大学が主催の大分大学医療機器ニーズ探索交流会（以下、ニーズ探索交流会）や商談会への集客に向けた取り組みを行う。

（２）大分県での商談会の開催

- ・地場企業が参加しやすい大分県にて10月、11月頃に商談会を開催する。
- ・ニーズ探索交流会と連携して開催する。
- ・ニーズ探索交流会の関係者（大分大学や九州ヘルスケア産業推進協議会等）による月1回程度のWEB会議を設定し、ニーズ探索交流会と商談会の調整を進める。
- ・医療機器メーカーへ県内企業が積極的に提案等できるよう支援を行う。
- ・医療機器メーカー等の招聘及び個別面談を設定する。

（３）県内企業の掘り起こしに関すること

- ・ものづくりの技術力を有する県内企業や医療機器産業参入を志す県内企業の掘り起こしを行うため、年に2回程度（各1週間、各10社程度）、県内の企業訪問を行う。
- ・上記（１）（２）のイベントへの参加も促す。

（４）カタログ作成に関すること

- ・医療機器メーカー等へ技術力を有する県内ものづくり企業をPRするためのカタログを作成する。
- ・出展企業に加えて企業訪問やオンラインでの聞き取りを踏まえてデータを作成する。（15社程度）※製本は不要

（５）全体に関すること

- ・イベントの集客や商談会前後のフォローなどオンラインを活用する。
- ・各種イベントを有機的に関連付け、相乗効果を持たせる。
- ・発注者の意向を踏まえ、自由な発想により企画案を作成し、発注者の承認を得た上で内容を確定させる。

5 実施体制

本事業を円滑に遂行するため、以下の体制を整えること。

- （１）業務全体の責任者の配置
- （２）業務執行に必要な人員の確保

6 経費負担

本事業の実施に係る一切の経費は、本業務委託料で対応すること（会場施設利用料を含む）。ただし、受託者の責めに帰す理由で発生したキャンセル料や遅延損害金等は本業務委託料の対象としない。

7 成果品

受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに成果品として実績報告書（任意様式）とともに県内企業の技術力をPRするためのカタログデータを発注者に提出しなければならない。

なお、実績報告書には次の内容を盛り込むこと。

- (1) 展示・商談会の企画運営に関する内容
- (2) 展示・商談会の当日写真や参加者名簿
- (3) 商談内容、商談件数、商談成立件数
- (4) 企業訪問に関する内容
- (5) アンケート集計・分析結果
- (6) その他発注者が必要と認めるもの

8 契約に関する条件等

- (1) 本業務に関するトラブル等に関しては、受注者が責任を持って対応すること。
- (2) 受注者は、個人情報の保護や労働基準法、労働関係調整法、労働契約法に関する諸法令等を遵守すること。
- (3) 本事業を通して知り得た個人情報については、他に漏洩してはならない。
- (4) 個人情報については、他の目的で使用する事及び売買することを禁止する。
- (5) 上記(3)及び(4)については、本事業の委託契約が終了した後も同様とする。
なお、個人情報が記載された資料については、事業完了後、発注者に返還すること。
- (6) 委託業者に関連する書類・領収書等は、委託事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

9 その他

仕様に定めのない事項、疑義が生じたときは、発注者・受注者協議の上、決定するものとする。